



2012年4月より、福祉用具専門相談員が利用者ごとに「福祉用具サービス計画」を作成することが義務化されました。その後、貸与事業所に対し「福祉用具貸与計画自己点検」が行われ、過誤調整による返金事例などが発生しました。今回の特集は3回にわたり①「福祉用具専門相談員と福祉用具サービス計画の義務化」、②「福祉用具貸与計画自己点検と過誤調整」、③「福祉用具サービス計画作成のポイント」について特集いたします。



福祉用具専門相談員って？

福祉用具関連のサービスを適正に供給していく上で、福祉用具を必要とする高齢者等に対してその選定の援助、適合の確認、その後のモニタリングから効果等の評価までを支援していく専門職として、介護保険制度のなかに位置づけられたのが「福祉用具専門相談員」です。介護保険制度において、事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算で2人以上と定められており、福祉用具貸与・販売サービスの適正な運営ができるよう活躍することが期待されています。

福祉用具専門相談員の役割 ~介護保険制度で求められている福祉用具専門相談員の役割 概要~

- ①利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等を**アセスメント(情報収集・事前評価など)**し、福祉用具の選定や使用などについて専門的知識に基づき相談に応じること。
- ②利用者に対して、パンフレットやカタログなどの文書を用い、福祉用具の機能、使用方法、料金等に関する十分な情報提供を行い、**十分に説明して個別の福祉用具の貸与・販売に関わる契約について同意を得ること。**
- ③福祉用具の機能、安全性、衛生状態等についての点検を行うこと。
- ④利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うこと。
- ⑤**福祉用具の使用方法**、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、**十分な説明を行った上で**、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら**使用方法の指導を行う**こと。
- ⑥利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

福祉用具サービス計画の義務化

2012年に介護サービス事業者の指定基準が見直され、福祉用具関係のサービスにおいて、個々の利用者の状態像や生活環境に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等の専門家との円滑な情報の共有を図るため、福祉用具専門相談員が利用者ごとに「福祉用具サービス計画」を作成することが義務付けられました。2012年4月1日より施行され、2013年3月までの猶予期間を経て、2013年4月に真の義務化が行われました。

【参考】『六訂 福祉用具専門相談員研修用テキスト』 / 編集：一般社団法人シルバーサービス振興会

★次号★ 「福祉用具貸与計画自己点検と過誤調整」 **12月発行予定!**



暮らし生き活き
宇都宮製作株式会社

大阪 大阪府東大阪市本庄西1-5-1
本社 Tel 06-6748-8468
Fax 06-6748-8469

東京支店 Tel 03-5652-5858 Fax 03-5652-5889
福岡支店 Tel 092-441-5599 Fax 092-441-6040